

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方3号機海水ピットにおける測定用工具の発見について

26. 2. 10
原子力安全対策推進監
(内線2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	26年1月15日15時30分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他	

[異常の内容]

1月15日(水)16時03分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 伊方3号機は第13回定期検査中のところ、海水ピットポンプ室の点検口蓋の寸法確認作業において、測定用工具（メジャー）を紛失した。（紛失を確認した時間は、1月14日（火）15時50分：四国電力(株)から聞き取り）
- 当該工具を探していたところ、1月15日（水）15時30分頃、海水ポンプ3Dのピット底部に当該工具が落下していることを確認した。
- 今後、当該工具の回収作業を実施する。
- 本事象による設備への影響はない。

[その後の状況]

1月16日(木)20時20分、四国電力(株)から、その後の状況について、次のとおり連絡がありました。

- 海水ピット中で確認した工具について、1月16日（木）16時23分に回収し、所有者が記載していたマークにより、紛失した工具であることを確認した。
- 回収した工具について、工具に異常がないことを確認している。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事故発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
	2号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
	3号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

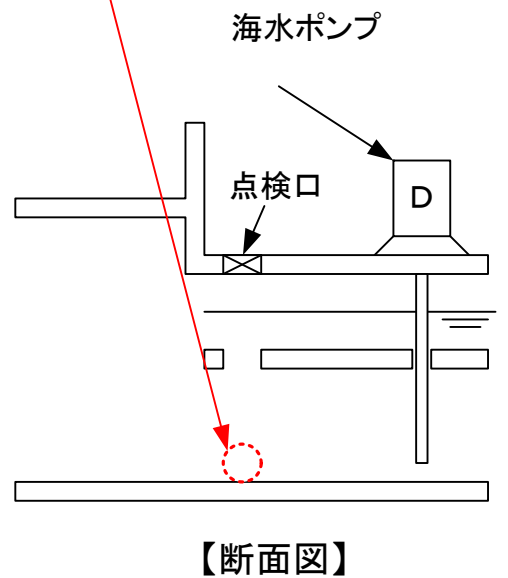
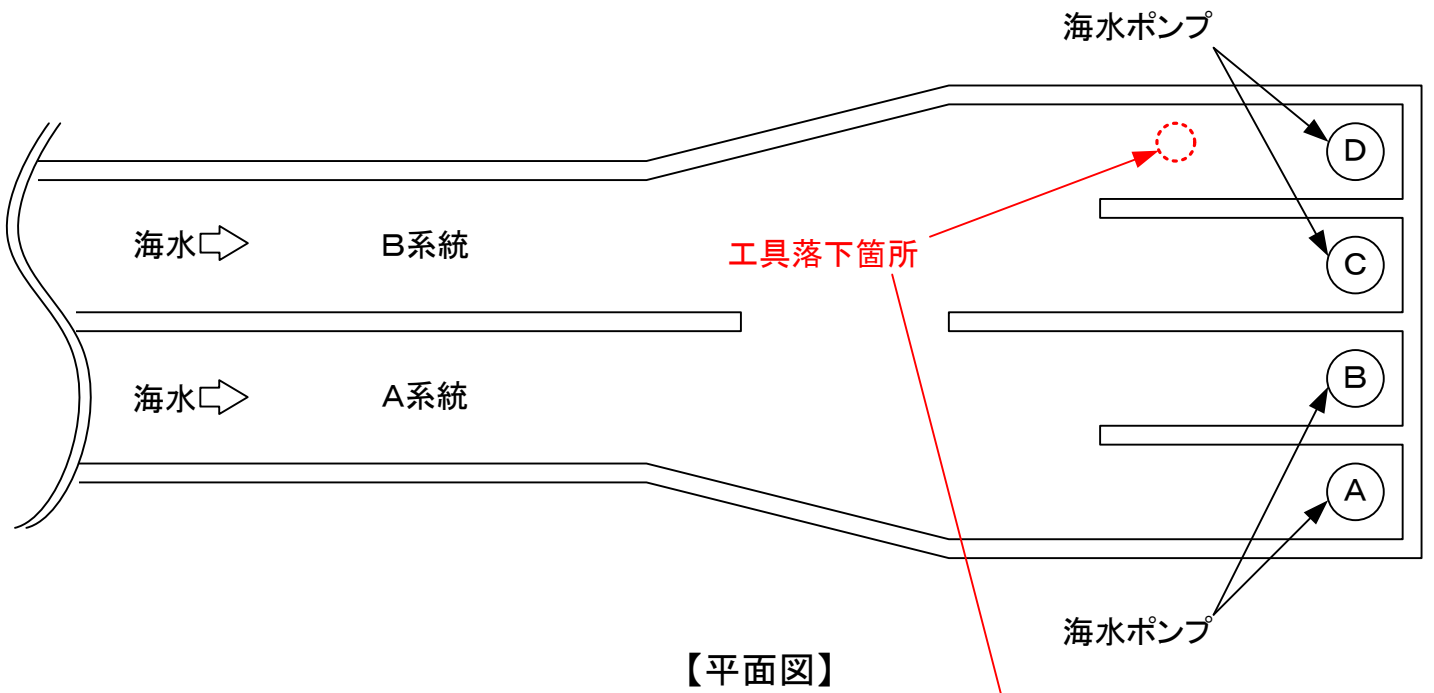
伊方発電所情報 (お知らせ)

発信年月日	平成 26年 1月 15日 (水) 16時03分		
発信者	伊方発電所 佐藤		
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)	
	発生時 状況	1. 1号機 出力—MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2号機 出力—MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第13回 定期検査中	
発生状況 概要	設備トラブル・人身事故・地震・ その他		
	1. 発生日時： 1月 15日 15時 30分 2. 場 所：3号機 海水ピットエリア (屋外)..... 3. 状 況： 伊方発電所3号機は第13回定期検査中、海水ピットポンプ室の点検口蓋の寸法確認作業において測定用工具(メジャー)を紛失したことから、当該工具を探していたところ、本日15時30分頃、海水ポンプ3Dのピット底部に当該工具が落下していることを確認しました。 このため、今後、当該工具の回収作業を実施します。 なお、本事象による設備への影響はありません。		
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中		
備考			

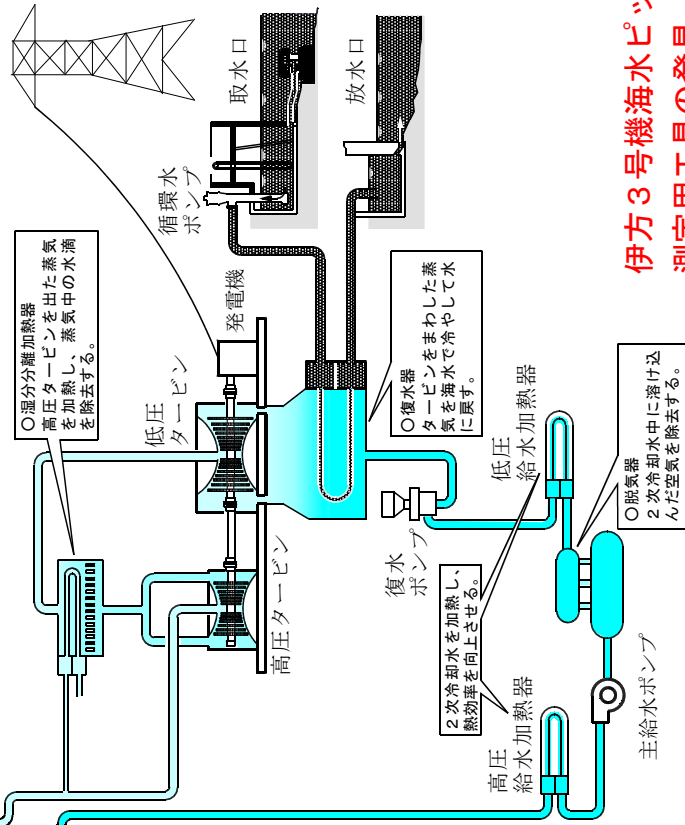
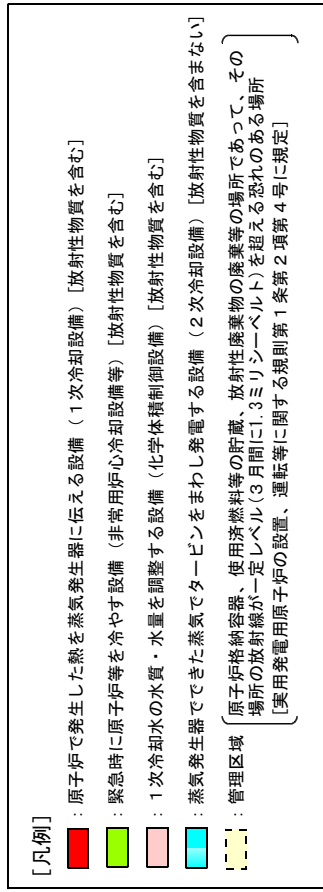
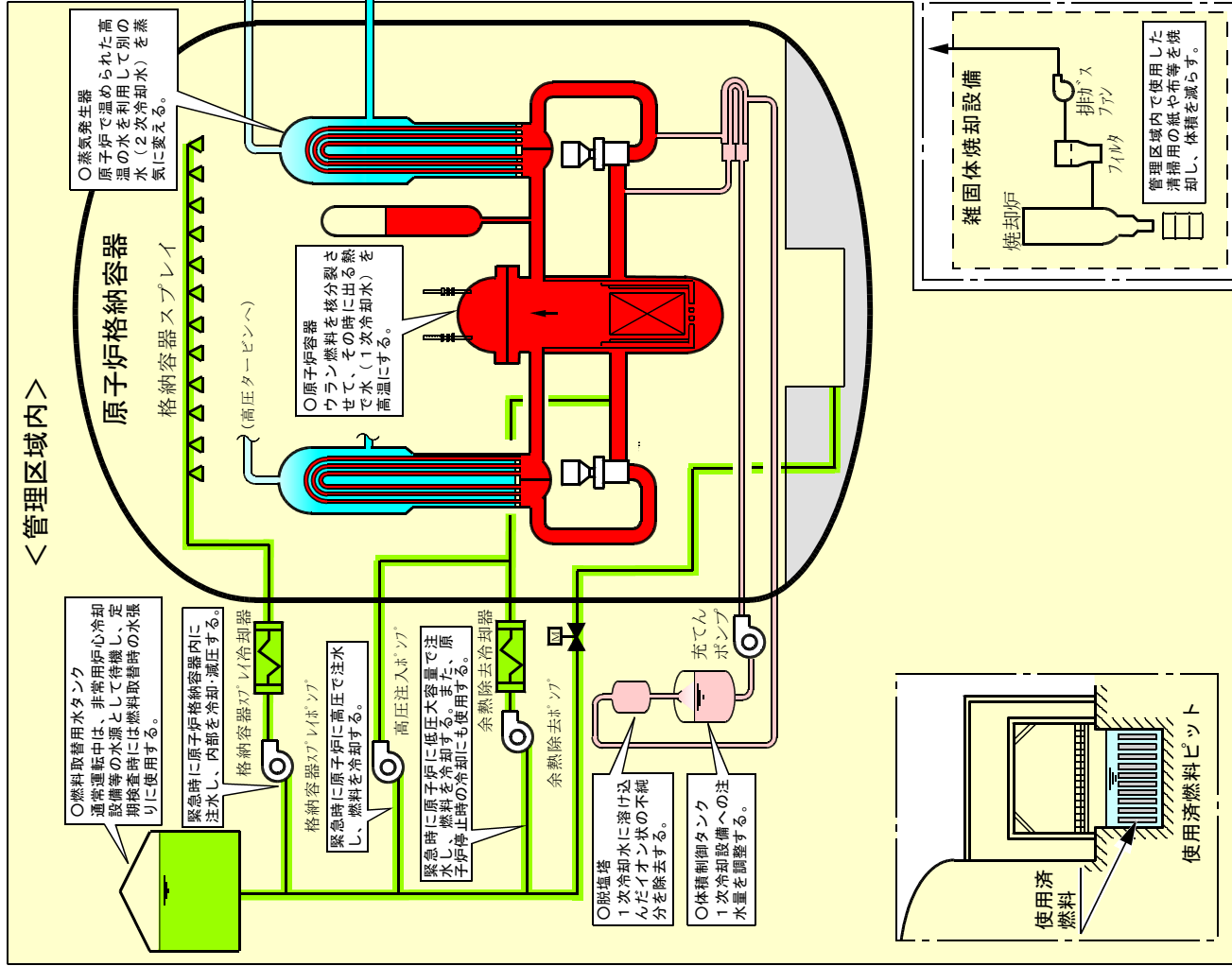
伊方発電所情報 (お知らせ、第2報)

発信年月日	平成 26年 1月 16日 (木) 20時 20分	
発信者	伊方発電所 片上	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・ 3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 1号機 出力—MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2号機 出力—MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 第13回 定期検査中
発生状況 概要		設備トラブル・人身事故・地震・ その他
		1. 発生日時： 1月 15日 15時 30分 2. 場 所：3号機 海水ピットエリア (屋外)..... 3. 状 況： 伊方発電所3号機は第13回定期検査中、海水ピットポンプ室の点検口蓋の寸法確認作業において測定用工具(メジャー)を紛失したことから、当該工具を探していたところ、1月15日15時30分頃、海水ポンプ3Dのピット底部に当該工具が落下していることを確認しました。 このため、今後、当該工具の回収作業を実施します。 なお、本事象による設備への影響はありません。 <p style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</p> 海水ピット中で確認した工具について、本日16時23分に回収し、所有者が記載していたマークにより、紛失した工具であることを確認しました。 なお、回収した工具について、工具に異常がないことを確認しております。
運転状況		1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中
備 考		

伊方発電所3号機 海水ピット概略図



伊方発電所 基本系統図



伊方3号機海水ピットにおける
測定用工具の発見

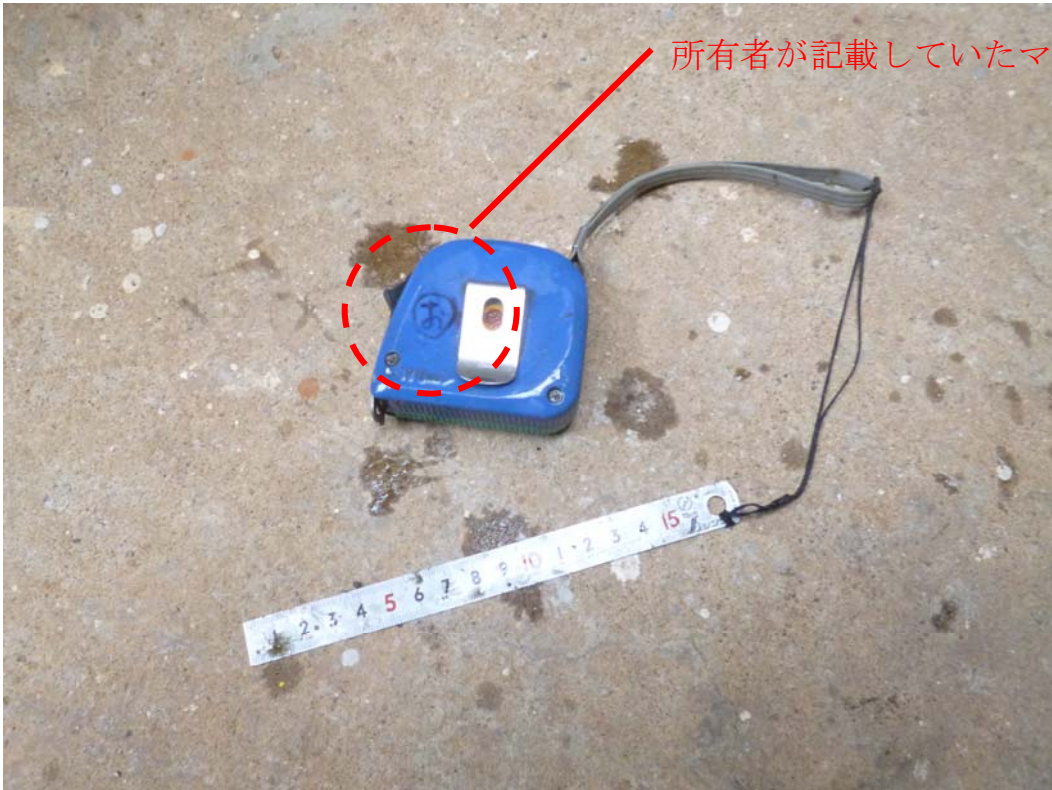


点検口からの海水ピット内



ピット底部の落下した測定用工具

回収した工具



用語の解説

○海水ピットポンプ室

海水ピットから海水を送り出すための海水ポンプが設置されているエリア。海水ピットの真上に位置し、海水ピットの点検口が設置されている。

○海水ポンプ

1次系のポンプやディーゼル発電機等の冷却水を、熱交換器を介して冷却するための海水を送水するポンプ。伊方3号機では4台設置している。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成26年1月14日 (火)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		15:30	15:40	15:50	16:00	16:10	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	17	17	17	17	18	43	19
	モニタリングポスト伊方越	17	18	17	18	17	42	21
	モニタリングポスト九町	23	22	22	23	22	47	26
	モニタリングポスト湊浦	15	15	15	15	15	36	18
	モニタリングポスト川永田	24	23	24	23	23	46	25
	モニタリングポスト豊之浦	12	12	12	12	12	41	14
	モニタリングポスト加周	21	22	22	22	22	51	27
	モニタリングポスト大成	21	21	21	21	21	36	23
四国電力(株)	モニタリングステーション	16	16	16	16	16	36	17
	モニタリングポストNo. 1	15	14	14	15	14	40	17
	モニタリングポストNo. 2	13	13	13	13	13	41	16
	モニタリングポストNo. 3	-	-	-	-	12	41	15
	モニタリングポストNo. 4	14	14	14	14	14	41	16

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・~~無~~

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間(平成23、24年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

